

幼児教育学科の方針

① 養成する人材像

幼児教育学科では、建学の精神の基、人類の福祉に奉仕する有為かつ創造力あふれる保育者の育成に努めていく。特に、教育基本法第 11 条で謳われている「幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」であることを十分に理解し、人格形成の基礎の確立を指導できる良識ある保育者の養成を行う。

② 教育課程の編成方針

本学科では、次のような方針で教育課程（カリキュラム）を編成している。

- 1) 保育者としての基礎的な知識・技能を修得する専門教育
- 2) 保育者としての使命感や責任感・教育的愛情を育む実践演習
- 3) 想像力によって多様性を受け入れ、保育者としての感性を豊かにして自己表現力を高める教育
- 4) 地域や家庭と協働して、様々な問題解決に当たることのできる創造力と実践力を培う教育

専門教育での学修の方針

幼児教育学科では、「保育士資格」、「幼稚園教諭二種免許状」の取得も可能となる教育課程を編成し、これら両方の資格と免許を要する「保育教諭」を養成できる教育課程を整えている。

③ 学位授与の方針

本学科の学位授与の方針は次の通りである。

所定の単位を修得した次の学生に、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。

- 1) 人格形成上重要な乳幼児期に関わる保育者としての自覚をもち、豊かな人間性と感性を身につけ、教育及び保育を実践する者としてふさわしい資質、良識を備えている。
- 2) 乳幼児に関わる保育者として専門的知識を修得し、乳幼児及びそれらを取り巻く環境を理解し、保育のこれからを見据えながら実践できる力を備えている。
- 3) 乳幼児の発達に伴う主体的な活動等を援助・指導できる「子どもの専門家」としての基礎的技術を身につけ自ら主体的に保育者としての研鑽を積むことができる。